

つくば市監査公表第8号

平成27年10月1日

つくば市監査委員 山内 豊

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

団体 公益財団法人 つくば市文化振興財団

所管課 市民部文化振興課

第3 監査の範囲

平成26年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の
執行状況

第4 実施監査期間

平成27年4月3日から平成27年7月2日まで

第5 監査委員の除斥

監査委員のうち、宮本監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により除斥とした。

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

(1) 所管課

- ア 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- イ 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- ウ 団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体

- ア 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- イ 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- ウ 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 団体の概要

(1) 名称 公益財団法人 つくば文化振興財団

(2) 所在地 つくば市竹園一丁目10番地1

(3) 沿革

平成3年3月25日 財団法人 つくば都市振興財団設立

平成25年4月1日 公益社団法人 つくば文化振興財団設立

(4) 設立目的

つくば市の発展を目指して、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、豊かで魅力ある市民生活の実現と健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(5) 事業内容

- ア 文化芸術の振興に資する公演、展覧会の企画、実施及び調査研究
- イ 市民の文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業
- ウ つくば市から受託する文化・スポーツ施設の管理運営
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 組 織

ア 役員構成（平成27年4月1日現在）

評議員会 評議員9名

役員 理事10名（理事長1名 常務理事1名）、監事2名

イ 事務局構成（平成27年4月1日現在）

【文化振興財団】

事務局長1名 課長1名 係長1名 主事1名

【ノバホール】

館長1名 主任1名 嘱託2名 臨時2名

【カピオ】

館長1名 主任2名 嘱託3名 臨時1名

第8 補助金の概要

名 称	公益財団法人 つくば文化振興財団運営費補助金
根 拠	①公益財団法人 つくば文化振興財団運営費補助金交付要綱 ②つくば市補助金交付適正化規則
交付対象事業	①財団の運営に関する事務 ②文化芸術の振興に資するために必要な経費
補助対象経緯	①人件費（給与，報酬，扶養手当，期末手当，通勤手当，住居手当及び法定福利費に限る。）②報償費 ③旅費 ④需用費 ⑤役務費 ⑥委託費 ⑦使用料及び貸借料 ⑧備品購入費
交 付 年 度	平成26年度
交 付 申 請 日	平成26年4月1日
交 付 決 定 日	平成26年4月1日
交 付 決 定 額	10,000,000円
交 付 状 況	10,000,000円（交付日：平成26年8月6日概算払）
交 付 確 定 額	10,000,000円

第9 監査の結果

監査の結果、意見・要望欄に記載する事項を除き、補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において、口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

1 意見・要望事項

(所管課)

補助事業等完了報告書の審査に当たっては、補助対象事業・補助対象経費の内容を検証し、経理状況の精査等確実な照合を図るとともに、補助金の適正な執行に留意されたい。

(団体)

特色ある芸術文化公演や国際音楽祭等の魅力度を高めて、集客力の更なる向上を図るとともに、文化芸術活動の一層の振興に努め、豊かで魅力あるまちづくりに寄与されたい。